

未登記家屋の所有者(納税義務者)変更に伴う提出書類

1 相続の場合

A 遺産分割協議書または遺言公正証書等があり、その中に該当物件の記載がある時

- (1) 未登記家屋の所有者(納税義務者)変更届
- (2) 遺産分割協議書の写し(下記①～④)または遺言公正証書の写し
 - ① 被相続人の住所・氏名・死亡日等が記載されている頁
 - ② 該当物件の所在地・種類・床面積等が記載されている頁
 - ③ 該当物件を相続人が相続する旨が記載されている頁
 - ④ 相続人全員のご署名・押印部分
- (3) 旧所有者が市外住所で、遺産分割協議書等に死亡日の記載がない場合は、戸籍謄本等の死亡日が確認できる書類の写し
- (4) 新所有者が市外住所の場合は、住民票等の住民登録が確認できる書類の写し

B 遺産分割協議書・遺言公正証書等がない、又はあっても該当物件の記載がない時

- (1) 未登記家屋の所有者(納税義務者)変更届
- (2) 相続人全員の同意書
- (3) 旧所有者が市外住所の場合は、戸籍謄本等の死亡日が確認できる書類の写し
- (4) 新所有者が市外住所の場合は、住民票等の住民登録が確認できる書類の写し

2 売買等の場合

- (1) 未登記家屋の所有者(納税義務者)変更届
- (2) 名義変更に関する関係書類(売買契約書等)の写し
- (3) 新所有者が市外住所の場合は、住民票等の住民登録が確認できる書類の写し

※ 証明書類がない場合については、新旧それぞれの所有者より申告書を提出していただくことがあります。

※ 移転事由の内容によって、「不動産取得税」(都税)が課税される場合があります。

問い合わせ先

八王子市役所 財政部資産税課家屋担当

042-620-7356